障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令案

新旧対照条文

障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十三号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

2~5 (略)	らない。	生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければな	第二条 指定相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会	改 正 案	
2~5 (略)	慮して行われるものでなければならない。	応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配	第二条 指定相談支援の事業は、利用者がその有する能力及び適性に	現行	